

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号
許認可等の種類	指定居宅介護支援事業者の指定	根拠条項	第79条
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第79条		
	(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2及び附則第5条		
	(3) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第132条		
	(4) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号）		
	(5) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について （平成11年7月29日 老企第22号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）		
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課
		交付機関	長寿社会課
標準処理期間		14日	
標準経由期間		日	
目次		NO	